

くすのき



近隣の住人から、自転車の危険運転について通報がありました。

4月27日(火)の16時ごろ、氷丘中学から太鼓蔵に抜ける道を、下校中と思われる北高の男子生徒が、自転車に乗りながら並列(3列程度)で道いっぱいになり通行していたため、後ろから追い抜きにくかった。車がすれ違うのもやっとの狭い道で、並列で道いっぱいになり通行するのはいかがなものか。

とのことでした。

まず、現場になった氷丘中学～太鼓蔵～加古川駅に抜ける道は、道幅の割に自動車の通行量が多く、近隣住民の生活道路にもなっており、北高の登下校のマナーが、地域住民の皆様の生活に直結している道路です。この道に限らず、授業や部活動が終わった後、一斉に下校すると、どうしても学校周辺の道路は混雑します。その時、並列運転をして交通妨害があると、近隣から「北高は…」ということになります。

友人と話しながら、楽しく帰りたいという気持ちはわからなくもないですが、道路交通法では、並進可の標識のある道路では、2台まで併進できますが、それ以外の並進は禁止されています。並列での自転車運転は違法です。「通学マナー」の問題ではありません。

参考までに「自転車の違反及び罰則」を載せます。

- 自転車の2台並んでの併進禁止 罰則…2万円以下の罰金
- 信号無視 罰則…5万円以下の罰金
- 二人乗り 罰則…2万円以下の罰金
- 無灯火 罰則…5万円以下の罰金
- 携帯電話 罰則…5万円以下の罰金
- 大音量で音楽等を聴きながら運転する行為 罰則…5万円以下の罰金

今回は「通報」で済んで、本当に幸いだったのです。自転車は車両ですので、罰則を伴うさまざまなルールがあることを理解し、ルールを守りマナーのある運転をしましょう。